

# 就労継続B型事業MAKIT 工賃支払規定

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人チハヤ会（以降「事業者」という）が設置するMAKIT（以下「事業所」という）が行う、障害者総合支援法に基づく事業所の利用者に対し、支給する工賃についての基準を定めるものとする。

## (定義)

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業所収入より、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。

## (工賃の計算期間及び支払期日)

第3条 工賃は、毎月月末までの活動分を翌月15日に支払うものとする。ただし、支払日が休日となる場合には、その前日に支払う。

## (活動時間の範囲)

第4条 1日の所定作業時間は、原則10時から15時までとし、12時より13時までの1時間を昼休憩とする。左記休憩時間及び、所定時間外の作業については行わず、行ったとしても工賃の発生はしないものとする。また、所定時間内であれば、個別支援計画書に基づき、作業時間の短縮または延長の変更を可能とする。

## (活動時間の計算)

第5条 作業開始時間に遅刻し、所定の時間から作業が始められなかった場合、その時間分の工賃は発生しない物とする。また、工賃の発生時間単位は30分単位とし、30分未満の時間に関しては、工賃計算へ算入しないものとする。

## (工賃の支給額)

第6条 工賃の計算は、障害者総合支援法の定めるところにより、生産活動に係る事業所に必要な経費を控除した額を工賃として支払うものとし、その計算方法は以下によって算出を行う。

- 1) 販売売上金から消耗品や活動諸経費を差し引いた金額を工賃総額とする。
- 2) 作業評価として、MAKIT管理者とサービス管理責任者が各々評価した点数をもとに作業評価を算出する。
- 3) 作業評価と活動時間を掛け併せて工賃支払額を算出する。また算出した金額より1円単位は四捨五入して支払う事とする。
- 4) その他、売り上げ低迷時への補填額や材料調達費、サービス向上に向けた備品購入費の為に貯蓄を行う。

## (その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、工賃に関する事項はMAKIT管理者及びサービス管理責任者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。